

## (宿泊施設向け) 青森県おでかけキャンペーン【全国版】実施要領

青森県観光国際戦略局 誘客交流課

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「感染症」という。）の影響等により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の広がりを抑制しつつ、感染症の影響に考慮した「新たな旅のスタイル」への対応や、地域の観光資源の魅力の再発見など、将来的な訪日外国人旅行者の誘致に寄与すること、並びに、県内における流動および消費の拡大を図ることを目的に、「青森県おでかけキャンペーン【全国版】（以下、「本キャンペーン」と言う）」を実施することとし、必要な事項について以下のとおり定める。

### 2 本キャンペーンの実施にあたって

本キャンペーンは、お一人お一人の感染防止対策で「安全・安心」な旅を楽しみながら、観光産業を応援することを目的としたキャンペーンです。

参加される事業者の方々の感染防止対策はもちろんのこと、本キャンペーンを利用される旅行者の方々に安心して楽しい青森県の旅をお楽しみいただくため、お一人お一人が新しい旅のエチケットを守り感染リスクを避けていただくよう、旅行者への呼びかけの徹底をお願いいたします。

### 3 停止条件

新型コロナウイルス感染症の状況により、本キャンペーンを停止、または、対象都道府県を制限する場合があります。

### 4 実施期間

#### (1) 本キャンペーンの実施期間

令和4年10月11日（火）～令和4年12月27日（火）宿泊分まで

- ※ 令和4年12月28日（水）チェックアウト分まで
- ※ 各宿泊施設の判断により、上記期間内で除外日を設定することも可能です。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の状況等により、本キャンペーンの実施期間が変更となる場合がございます。予めご了承くださいませようお願いいたします。
- ※ 予算が上限に達した場合、本キャンペーンは終了となります。

#### (2) 本キャンペーンの予約開始日

本要領を受け取り後、準備が整った時点から受付可能。

#### (3) 【重要】既存予約の対応について

既に予約済みのご宿泊につきましても、本キャンペーンの対象とすることが可能です。

ただし、旅行事業者およびオンライン・トラベル・エージェント（以下、「OTA」という）を經由して予約されたお客様につきましては、旅行事業者およびOTAから連絡を取りますので、宿泊施設からの連絡は不要です。

## 5 本キャンペーンの概要

### (1) 【重要】「平日」・「休日」の区分

本キャンペーンにおいては、「平日」・「休日」の区分により、本キャンペーンの割引適用前の最低価格およびクーポンの配付枚数が異なります。「宿泊を伴う旅行」の「平日」・「休日」の区分は下記のとおりとなりますのでご注意ください。

※ 別紙1)「宿泊を伴う旅行」の「平日」・「休日」の区分についても併せてご確認ください。

- 「休日」：宿泊日とその翌日が、暦上、ともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合、その宿泊は「休日」として扱います。
- 「平日」：上記以外を「平日」として扱います。

### (2) 宿泊代金の割引

#### ① 本キャンペーンにおける「平日」宿泊の場合

1人1泊当たり5,000円（税込）以上の宿泊プランについて、1人1泊あたり宿泊代金（税込価格）の40%を割引（割引額は最大5,000円）。

本キャンペーンの割引適用前の 宿泊代金（1人1泊当たり・税込）	本キャンペーンによる割引額 （1人1泊当たり・税込）
12,500円以上	一律5,000円を割引
<u>5,000円以上</u> ～12,499円以下	宿泊代金の40%相当額を割引
<u>4,999円以下</u>	割引無し

#### ② 本キャンペーンにおける「休日」宿泊の場合

1人1泊当たり2,000円（税込）以上の宿泊プランについて、1人1泊あたり宿泊代金（税込価格）の40%を割引（割引額は最大5,000円）。

本キャンペーンの割引適用前の 宿泊代金（1人1泊当たり・税込）	本キャンペーンによる割引額 （1人1泊当たり・税込）
12,500円以上	一律5,000円を割引
<u>2,000円以上</u> ～12,499円以下	宿泊代金の40%相当額を割引
<u>1,999円以下</u>	割引無し

※本キャンペーンの割引適用後の端数処理…1円未満は切り捨てとしてください。

- キャンペーン実施料（割引に係った費用）については、後述する「青森県おでかけキャンペーン【全国版】実績報告書（様式9-2）」の記載内容に基づき、本キャンペーンの参加施設に対して、「青森県おでかけキャンペーン」事務局（以下、「事務局」と言う）が支払います。STAYNAVIを利用する宿泊事業者は後述P12 11（6）をご参照下さい。
- 宿泊施設の判断により、既存の宿泊プランおよび新規の宿泊プランを含む、全ての宿泊プランを割引の対象としていただいても構いません。若しくは、本キャンペーンの専用プランを造成し、限定販売いただくことも可能です。

### (3) 割引額の算出方法について

割引額の算出に当たっては、これまでの「県民割（※）」の考え方である「1人1泊当たりの宿泊代金」を基に割引額を算出する方法を基本としますが、部屋単位での販売および一棟貸し（コテージ等）等の宿泊プランの販売を踏まえ、下記の算出方法も可能とします。

なお、下記の算出方法につきましては、令和4年11月1日（火）利用分から、適用を可能とします（令和4年10月利用分は適用となりませんのでご注意ください）。

（※）令和4年10月10日まで実施していた、北海道および東北6県の居住者対象の「青森県おでかけキャンペーン」

○宿泊者全員の合計宿泊代金を基に割引額を算出する方法。

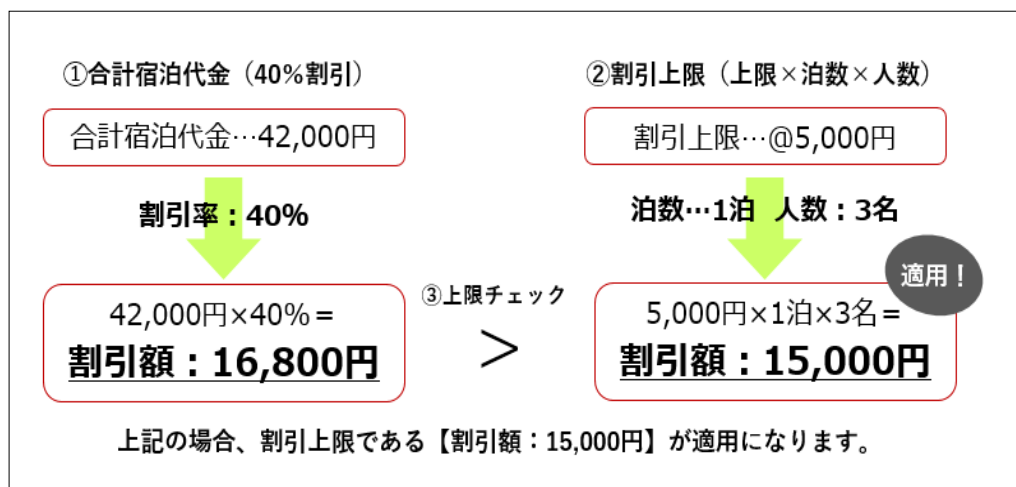
○上記算出の場合、子供や幼児（無料幼児を含む）を対象人員に含めることも可とする。

（対象人員に含める子供や幼児（無料幼児を含む）にはクーポンを配付してください）

【例】大人2名+無料幼児1名=合計3名の宿泊（1泊）

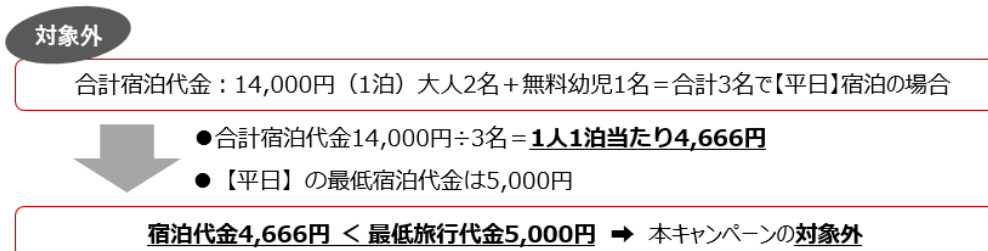
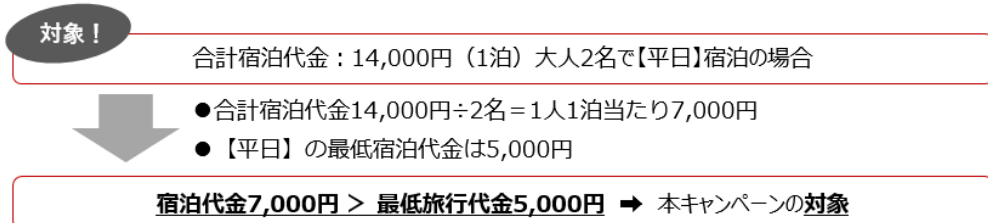
大人2名の合計宿泊代金が42,000円、無料幼児も人数に含めて計算する場合

- ① 宿泊者全員の合計宿泊代金に対して40%を乗じて割引額を計算します。
- ② 宿泊者ごとの1人1泊当たりの割引上限額を泊数と人数を乗じて算出します。
- ③ ①と②を比較します。割引上限を超える場合、上限額までが割引額となります。



【注意】最低宿泊代金について

宿泊者全員の合計宿泊代金から割引額を算出する場合は、下記の例のとおり、大人料金のみで算出すると最低宿泊代金を上回る場合でも、宿泊代金の異なる乳幼児を人数に加えることにより、最低宿泊代金を下回る場合がありますのでご注意ください。



#### (4) クーボンの配付

- ① 本キャンペーンで使用するクーポン
- ・ 名 称：「青森県おでかけクーポン【全国版】（以下、「クーポン」という。）」
  - ・ 発行券種：1,000円 1種類
  - ・ 利用区域：青森県内のみ
  - ・ 利用店舗：青森県おでかけクーポン事務局の登録を受けた店舗  
(土産物店、飲食店のほか、観光施設、アクティビティ、交通機関等)
  - ・ 給付額：1人1泊当たり3,000円または1,000円（本キャンペーン利用者に配付）
- ※クーポンは宿泊代金に充当することは出来ません。**

- ② クーボンの配付対象
- 事務局から参加施設宛に送付する紙媒体のクーポンを、チェックインの際、**予約方法を問わず、本キャンペーンの全ての利用者（※）に対して配付**してください。

(※) 全ての利用者とは

- ◇ 電話、宿泊施設の公式ホームページ等を経由し、宿泊施設に直接予約をしたお客様
- ◇ 旅行会社を経由して予約したお客様（添乗員付団体ツアーの場合は、添乗員に配付してください）
- ◇ OTA（オンライン・トラベル・エージェント）を経由して予約したお客様

- ③ 本キャンペーンにおける「平日」宿泊の場合
- 1人1泊当たり、3,000円分（1,000円×3枚）を配付**してください。
- ※本キャンペーンの割引適用前の宿泊代金が、5,000円（税込）以上の宿泊プラン利用者が対象です。
- ④ 本キャンペーンにおける「休日」宿泊の場合
- 1人1泊当たり、1,000円分（1,000円×1枚）を配付**してください。
- ※本キャンペーンの割引適用前の宿泊代金が、2,000円（税込）以上の宿泊プラン利用者が対象です。

#### 【注意事項①：県民割（※）で利用したクーポンについて】

- 県民割で利用した「青森県春のおでかけクーポン（水色）」、「青森県おでかけクーポン（水色）」、「令和4年10月1日まで有効と記載済の青森県おでかけクーポン【全国版】（緑色）」「令和4年10月11日まで有効と記載済の青森県おでかけクーポン【全国版】（緑色）」につきましては、**本キャンペーンで利用することはできません。**  
(※)「県民割」…令和4年10月10日（月）まで実施予定の、北海道および東北6県の居住者を対象とした「青森県おでかけキャンペーン」のことを指します。

#### 【注意事項②：本キャンペーンで配付するクーポンについて】

- 「青森県おでかけクーポン [全国版]」は、有効期限の記載がないクーポンです。大変お手数ではございますが、**有効期限（利用者のチェックアウト日）をご記入の上、利用者に配付いただきますようお願い申し上げます。**
- クーボンの利用期限は、**1予約ごとに決定**します。  
(例1) 10/20（木）から2連泊で予約した場合（チェックアウト日は10/22（土））  
→クーポンの有効期限は、10/22（土）までとなります。  
(例2) 当初、10/20（木）から2連泊で予約し（チェックアウト予定日は10/22（土））、その後、さらに1泊を追加予約した場合

→当初予約分のクーポンの利用期限は10/22（土）まで、追加予約分のクーポン利用期限は10/23（日）となります。

- 有効期限の修正が出来ないことから、万が一、日付を誤って記入した場合、そのクーポンは無効となります。無効となったクーポンは廃棄せず、事前にご連絡の上、クーポン事務局まで送付いただきますようお願い申し上げます。事務局では、書き損じ等で無効になったクーポンが届き次第、差し替え用のクーポンをお送りします。
- クーポンには「全国版」との記載がありますが、全国の店舗で利用できるという意味ではございませんので、ご注意ください。
- 取扱店舗印は、支払いの際に利用者からクーポンを収受した登録店舗が押印するものです。取扱店舗印部分には押印しないよう、くれぐれもご注意ください（押印した場合、クーポンは使用できません）。

#### <まとめ：割引とクーポン配付について>

##### ① 本キャンペーンにおける「平日」宿泊の場合

- 本キャンペーン割引適用前の宿泊代金が、5,000円（税込）以上の宿泊プラン  
→本キャンペーンの対象（割引適用可、クーポンは3,000円分を配付）
- 本キャンペーン割引適用前の宿泊代金が、4,999円（税込）以下の宿泊プラン  
→本キャンペーンの対象外（割引適用不可、クーポン配付無し）

本キャンペーンの割引適用前の宿泊代金（税込）	宿泊代金の割引	クーポンの配付
<u>1人1泊当たり5,000円以上</u>	<u>割引可</u>	<u>3,000円分（1,000円×3枚）</u>
<u>1人1泊当たり4,999円以下</u>	割引不可	配付無し

##### ① 本キャンペーンにおける「休日」宿泊の場合

- 本キャンペーン割引適用前の宿泊代金が、2,000円（税込）以上の宿泊プラン  
→本キャンペーンの対象（割引適用可、クーポンは1,000円分を配付）
- 本キャンペーン割引適用前の宿泊代金が、1,999円（税込）以下の宿泊プラン  
→本キャンペーンの対象外（割引適用不可、クーポン配付無し）

本キャンペーンの割引適用前の宿泊代金（税込）	宿泊代金の割引	クーポンの配付
<u>1人1泊当たり2,000円以上</u>	<u>割引可</u>	<u>1,000円分（1,000円×1枚）</u>
<u>1人1泊当たり1,999円以下</u>	割引不可	配付無し

#### (5) 他の割引制度との併用について

本キャンペーンは国の「全国旅行支援」制度を活用して実施することから、他の割引制度と併用する場合は、以下を遵守してください。

- 市町村の割引制度（キャンペーン）等、他の割引制度との併用は妨げるものではありませんが、割引併用の可否は、他の制度の要件によるものとします。
- 他の制度の割引を併用する場合、他の制度の割引適用後の宿泊代金に、本キャンペーンの割引を適用してください。
- 宿泊代金の割引以外の特典（市町村内で利用できる地域クーポン券、〇〇〇〇円相当のお土産品など）が付く場合は、下記が併用の条件となりますので、ご注意ください。

他の割引（市町村が実施する宿泊代金の割引など）+宿泊代金の割引以外の特典の費用（市町村内で利用できる地域クーポン券、〇〇〇〇円相当のお土産品など）を全て差し引いた後の宿泊代金が、「平日」は5,000円（税込）以上、「休日」は2,000円（税込）以上であること。

### 【重要】他の割引制度との併用する場合の考え方

<例：●●村が実施するキャンペーンの制度>

特典①：1人1泊当たり、宿泊代金の3,000円を割引

特典②：村内で利用できる1,000円分の地域クーポンを贈呈

併用可能

【平日】割引適用前の宿泊代金が  
1人1泊当たり14,000円（税込）の場合

特典①3,000円割引  
特典②1,000円クーポン  
⇒ 合計4,000円を差し引き

14,000円 - 4,000円 = **10,000円**

【平日】の割引適用前最低宿泊代金である5,000円以上であることから、本キャンペーンとの併用が可能です。

併用不可

【平日】割引適用前の宿泊代金が  
1人1泊当たり8,000円（税込）の場合

特典①3,000円割引  
特典②1,000円クーポン  
⇒ 合計4,000円を差し引き

8,000円 - 4,000円 = **4,000円**

【平日】の割引適用前最低宿泊代金である5,000円を下回ることから、本キャンペーンとの併用はできません。

※旅行者の実質負担額が【0円未満】になる（旅行者に利益が発生する）ことを避ける観点から、最低旅行代金は上記の考え方となりますのでご注意ください。

- OTA等で旅行社が個々に貯めているポイントについては、現金と同等のものとみなし、本キャンペーンの割引適用後の代金の支払いに充当しても差し支えありません。

## 6 本キャンペーンの利用対象者

本キャンペーンの利用対象者は、下記の要件を満たす者とします。

### (1) 日本国内に居住する旅行者

- 日本国内に居住していることが確認できる身分証明書等（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、軍発行の命令書、在留許可証、住所が記載されている公共料金の領収書等）を当日持参いただくよう、予約時点で利用者には必ずご案内ください。
- 身分証明書は原本の提示が必要です（コピー（写し）や画像の提示は不可）
- 宿泊当日は、キャンペーン利用者全員分の身分証明書を確認し、本人確認および日本国内の居住者であることを必ず確認してください。
- 同一グループ内にキャンペーン対象外居住地の方が含まれる場合、若しくは、持参忘れ等により当日身分証明書を提示できない方が含まれる場合は、対象外居住地の方および身分証明書を提示できなかった方以外は、本キャンペーンのご利用が可能です。

- (2) 新型コロナウイルスワクチンを3回接種済であること、または、PCR検査等の結果が陰性であること、且つ、旅行開始日に検査結果が有効であること

※青森県内居住者に限っては、新型コロナウイルスワクチンを2回接種済（ただし、2回目のワクチン接種日から14日以上経過していることが条件）であれば、本キャンペーンの利用が可能です。

（例）10月10日に2回目のワクチンを接種した場合、14日以上経過した10月24日から本キャンペーンの利用が可能です。

- 宿泊当日は、キャンペーン利用者全員分の接種済証明等を必ず確認してください。なお、同一グループ内に接種済証明等を提示できない方が含まれる場合、宿泊当日、接種済証明等を提示できる方のみ、本キャンペーンのご利用が可能です。
- PCR検査の場合、検査結果の有効期間は通常3日間ですが、利用者自身で検査機関に事前に確認いただくようご案内ください（旅行開始日において、検査結果が有効であることが必要です）。

## 7 身分証明書および接種証明等の確認に当たって

### (1) 宿泊施設への直接予約の場合

本キャンペーンの利用者に対しては、予約の時点で次の同意を得る必要があります。

- ① 宿泊当日、日本国内に居住していることが確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、軍発行の命令書、在留許可証、健康保険証、住所が記載されている公共料金の領収書等）の提示が必要であること。
- ② 身分証明書は原本の提示が必要（コピー（写し）や画像の提示は不可）であること。
- ③ ワクチンを3回以上接種済であること、又は、PCR検査等で結果が陰性であること、且つ、旅行開始日に検査結果が有効であることが、本キャンペーンの利用条件となること。

※青森県内の居住者に限っては、新型コロナウイルスワクチンを2回接種済（ただし、2回目のワクチン接種日から14日以上経過していることが条件）であれば、本キャンペーンの利用が可能です。

- ④ 新型コロナウイルスワクチンの接種済証明、または、PCR検査等の検査結果通知書のいずれかを、宿泊当日のチェックインの際、フロントスタッフに提示する必要があること（コピー（写し）や画像の提示でも可）。
- ⑤ 持参忘れ等により当日提示ができなかった場合、本キャンペーンは利用できないこと（利用者が複数名の場合、提示できない方のみ対象外）。
- ⑥ 身分証明書および接種済証明等の確認に当たっては、宿泊後の提示（後日提出）は認められないこと。
- ⑦ 上記理由により、本キャンペーンが利用できず取り消しする場合、所定の取消料が発生すること。

### (2) 旅行事業者・OTAを経由して予約した利用者の確認

- 宿泊当日のチェックインの際に、予約方法に関わらず、本キャンペーンを利用する全ての利用者について、身分証明書および接種済証明等の確認が必要です。
- チェックインの際、利用者が本キャンペーンの対象外であることが発覚した場合、若しくは、持参忘れ等により確認書類（身分証明書および接種済証明等）を利用者が提示出来ずに本キャンペーンの対象外となった場合、宿泊代金の差額につきましては、旅行事業者およびOTAが利用者からの集金および返金に対応することとなります。

- 上記のとおり、当初の予約内容から変更が生じた場合は、旅行事業者および OTA に対して直ちに連絡するようにしてください。

### 【注意事項】

- 代表者だけではなく、**キャンペーン利用者全員分の書類確認が必要**です。
- 検査通知書は、1. 受検者氏名、2. 検査結果、3. 検査方法、4. 検査所名、5. 検体採取日、6. 検査管理者氏名、7. 有効期限が明記されているものを利用すること。  
但し、デジタル庁の新型コロナワクチン接種証明アプリに加えて、1. 受検者氏名、2. 接種回数、3. 接種日（2回接種の場合のみ）の記載があり、他の都道府県が本事業において使用することを認めている、自治体が開発したアプリ等も利用可能です。  
例えば、「TOKYO ワクシオン」「ぐんまワクチン手帳」などがこれに該当します。
- 12歳未満の児童については、同居する親等の監護者が同伴する場合、検査は不要です。
- 学校行事（注）等の活動に係る宿泊サービスについては、「ワクチン・検査パッケージ」を利用条件としないため、接種済証明等の確認は不要です。

#### （注）【学校行事とは】

学校行事の取扱いについては、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2022.4.1 Ver.8）」等を踏まえた対応を行うことで、ワクチン接種歴や検査結果が陰性であることを証明する書類の提出を免除、但し、契約書等の公印が学校長印のものに限るとし、学校長承認の公式な学校行事の場合のみ、且つ、引率教員等の管理下に置かれている場合のみ、ワクチン検査履歴や検査結果書面の提示を不要とする。

- 販売の際は、上記①～⑦について必ず明記し、利用者に周知してください。

## 8 本キャンペーンの対象となる宿泊プランの基準および考え方

### （1）換金目的や換金性の高いものを含まない旅行商品であること。

換金性の高いものとは次のとおりです。

- 金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）

【注意】ただし、金券類のうち、次の条件を全て満たすものについては、商品に含めることが可能です。

- （ア）金券の用途となる物品またはサービスが、具体的に証票、電子機器その他の物に記載または電磁的な方法で記録されていること（**券面に金額が記載されておらず、その用途が明記されていること**）。
- （イ）記載されたその用途が、具体的に1つに特定または限定された複数の用途から旅行者が選択して1つに特定できるものであること。
- （ウ）記載されたその用途が、当該旅行目的地に相応であること。
- （エ）その使用が、当該商品の旅行目的地内、かつ旅行期間内に限ること。

- 鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等

ただし、券面に金額が記載されたものを利用する場合、「旅行事業者における適切な管理がなされたことを証明する書類の保管をする場合」に限り対象。次の証明する書類は、事務局での審査や国の監査機関の求めに応じて提出いただく場合があります。航空機利用を証明する書類とは、搭乗したことを証明する書類（搭乗証明書又は搭乗



案内)、鉄道、高速バス、船舶の利用を証明する書類とは、使用済原券（事務局への提出の際はコピー）又は乗車（乗船）かつ降車（下船）を証明できる書類。

➤ 収入印紙や切手等

- (2) 感染拡大防止の観点から問題がないこと。
- (3) 商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること。
- (4) 商品に含まれる物品やサービスの価値が通常の宿泊料金の水準を超えないこと。
- (5) 旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること。
- (6) ライセンスや資格の取得を目的としないもの。
- (7) 特定大会への参加目的の旅行

次に定める特定大会の参加資格を有する選手、監督、コーチ、スタッフ等による、特定大会への出場およびその補佐を目的とした旅行（予選大会、ブロック大会等は可）は、「旅行全体」が本キャンペーンの対象外となります。

※参加者の応援をするために本キャンペーンを利用することは制限しません。

※【注意】旅行事業者、OTA等からの斡旋は対象外となりますが、宿泊施設が利用者から直接予約を受けた場合は、本キャンペーンの対象としていただいて構いません。

(本キャンペーン対象外の特定大会)

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| ・国民体育大会               | ・全国障害者スポーツ大会        |
| ・全国高等学校総合体育大会（インターハイ） |                     |
| ・全国中学校体育大会（全中）        | ・全国健康福祉祭（ねんりんピック）   |
| ・全国植樹祭                | ・全国育樹祭              |
| ・全国豊かな海づくり大会（豊漁祭）     | ・全国高等学校総合文化祭（高校総文祭） |

- (8) 上記（１）～（６）のほか、事務局が対象商品として適切でないとするもの。

【参考】対象外とする商品例

- × ヨガライセンス取得講習付商品
- × ダイビングライセンス取得講習付商品
- × 運転・操縦免許等（合宿）付商品
- × 接待を伴うコンパニオン付宴会を伴う商品
- × 宿泊先から後日自宅にお土産が宅配で届くサービスが付いた商品
- × 通常の宿泊料金を著しく超える物品（例：宿泊施設で販売をしている高級和牛肉など）付の商品

## 9 本キャンペーン実施に当たっての留意事項

- (1) 1泊以上の宿泊を必須とします（宿泊施設が造成する日帰りプランは対象外）。
- (2) 1人当たりの利用回数に制限は設けません。
- (3) 連泊の場合は7泊までとします。
- (4) 以下の内容については、本キャンペーンの対象外とします。
  - 県が実施する他の宿泊割引、宿泊支援制度を利用した旅行。ただし、宿泊代金以外の費用を割引する制度との併用は妨げるものではありません。
  - 国、地方自治体、公共団体が実施する会議、研修旅行。
  - 国、地方自治体、公共団体の職員が実施する公費を利用した出張。
  - 宗教活動、政治活動を目的とした旅行。

- (5) 本キャンペーンの対象となる商品の販売に際しては、キャンペーン事業であることを明らかにしてください。また、割引前の代金および割引後の代金を明示し、その差額に対し助成があることを、利用者が明確に認知できるようにしてください。
- (6) 利用条件等（身分証明書、および新型コロナワクチン接種済証明またはPCR検査等の陰性証明等は、宿泊当日の提示が必要であることなど）につきましても、本キャンペーンの利用者に、しっかりと明確に伝わるよう、自社ホームページ等宣伝物への記載をお願いいたします。
- (7) 連泊プランの場合は、1泊当たりの宿泊代金を明確にして「青森県おでかけキャンペーン【全国版】実績報告書（様式9-2）」に記入してください。
- (8) 本キャンペーンの対象となる商品を、取引先等の関係者に優先販売することを禁止します。
- (9) 利用者の宿泊代金の精算方法については参加施設の判断によるものとし、制限は設けません（事前決済、現地決済のどちらも可とします）。
- (10) 販売方法については参加施設の判断によるものとし、内容に制限は設けませんが、下記を確認できることが条件です。
- ① 本キャンペーンの利用者全員が、日本国内の居住者であること
  - ② 本キャンペーンの利用者全員が、ワクチンを接種済であること、若しくは、PCR検査等で結果が陰性であること（12歳未満の児童については、同居する親等の監護者が同伴する場合、検査は不要です）。
- (11) 取消料は割引前の宿泊代金にかかるものとします。また、取消料に対する補助はありません。
- (12) 青森県及び事務局は、「青森県観光情報サイト」並びに、キャンペーンの特設サイト等を活用の上、本キャンペーンを幅広く周知する予定です。

## 10 本キャンペーンの参加要件

本キャンペーンの参加対象となる宿泊施設は下記の要件を満たすものとし、

- (1) 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館業協会、全日本ホテル連盟等が作成した「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」等に基づく感染防止対策を遵守・実施していること。
- (2) 万が一、従業員や施設を利用した旅行者等に感染者が発生した場合は、速やかに事務局まで報告すること。
- (3) 青森県内に所在し、観光客に宿泊のサービスを提供する施設であること。
- (4) 本キャンペーンの事業目的に賛同し、本要領に定める内容を遵守できる施設であること。
- (5) 下記いずれかの会員に該当する施設であること。
  - ・公益社団法人青森県観光国際交流機構（以下、「国際交流機構」と言う）会員
  - ・青森県旅館ホテル生活衛生同業組合会員（国際交流機構会員）
  - ・青森県民宿連合会会員（国際交流機構会員）
  - ・浅虫温泉旅館組合会員（国際交流機構会員）
- (6) 上記（5）以外で、令和2年度以降に県が実施した「あおもり宿泊キャンペーン」および「青森県おでかけキャンペーン」において、県がキャンペーンへの参加を承認した宿泊施設。
- (7) 上記（5）および（6）以外であっても、市町村からの推薦があり県が承認した施設であれば、本キャンペーンへの参加を認めることとする。

(8) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項から第 4 項の営業許可など、当該施設を運営するうえで、必要な許可を得ていること。

ただし、民泊事業者においては、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、住宅宿泊事業を営むことができる、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条の、施設を運営するうえで必要な届出を行っていること。

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の第 2 条第 6 項第 4 号に該当しないこと。

(10) 青森県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日青森県条例第 9 号）を遵守すること。

(11) その他公序良俗に反しない施設であること。

※夜行フェリー、夜行バス、クルーズにつきましては、本キャンペーンの参加対象とはなりませんのでご注意ください。

## 11 本キャンペーンへの参加方法等

### (1) 参加申込

本キャンペーンへの参加を希望する宿泊施設は、下記に基づき、青森県おでかけキャンペーン事務局宛に郵送、FAX 又はメールにより必要書類を提出してください。

なお、「青森県おでかけキャンペーン（※）」に参加している宿泊施設で、事前の「参加意向調査票」を令和 4 年 9 月 22 日までに提出いただいた施設の方は、改めて参加申込書等を提出いただく必要はありません。

(※) 令和 4 年 10 月 10 日（月）までの実施を予定している、北海道および東北 6 県の居住者が対象のキャンペーンを指します。

#### <提出書類>

- ① 「青森県おでかけキャンペーン【全国版】」参加申込書（様式 1）
- ② 新型コロナウイルス感染防止対策確認書（様式 2）

#### <提出期限>

本キャンペーンの実施期間中は随時申し込みを受け付けいたしますが、予算の執行状況によっては、申し込みを受け付け出来ない場合もございます。予めご了承ください。

#### <参加申込書類提出先・宿泊に関するお問い合わせ先>

青森県おでかけキャンペーン事務局

住所：〒030-0803 青森市安方 1-1-40 青森県観光物産館アスパム 4 階

電話番号：017-775-5031（電話受付時間：9 時 30 分～17 時 30 分）

FAX 番号：017-775-5035

E-mail：aomori\_yukyaku@bsec.jp ※12/30～1/3 は休み

### (2) 参加決定及び販売人泊数の通知

- ① 青森県は「青森県おでかけキャンペーン【全国版】参加申込書（様式 1）」の提出がなされた際は、その内容を審査し、参加の可否を決定します。
- ② 事務局は青森県の決定を受け、「青森県おでかけキャンペーン【全国版】参加決定通知書 兼 販売人泊数通知書（様式 3）」により、本キャンペーンの参加が決定した参加施設に対して郵送等で通知します。
- ③ 本キャンペーンへの参加が決定した施設は、通知書に記載の予約受付開始日時から予約受付を開始いただくことが可能です。

※予約受付開始後、本通知による販売人泊数（割当人泊数）を超える見込みとなった場合は、事務局宛に「青森県おでかけキャンペーン【全国版】追加販売申請書（様式4）」を、FAX 又はメールにより速やかに提出してください。

※予算には限りがあることから、追加枠の割当が出来ない場合もございます。事務局から送付される追加販売承認通知（様式5）受領前に割当枠を超えて販売することがないよう、くれぐれもご注意ください。

### （3）クーポンの配付を含めた本キャンペーンの実施

- ① 参加施設は、利用者に対して本キャンペーンによる宿泊割引を実施するとともに、1人泊当たり 3,000 円分または 1,000 円分のクーポンを、利用者の宿泊日および泊数に応じて、チェックインの際に必ず配付してください。
- ② 利用者の予約方法に関わらず、本キャンペーンの全ての利用者に対し、宿泊施設の皆様からクーポンを配付いただくことが必要です。
- ③ 参加施設は、「青森県おでかけクーポン【全国版】受領書（様式6）」を利用者から受け取り保管いただくとともに、「青森県おでかけクーポン【全国版】管理実績報告書（様式8）」を作成し、クーポンの配付枚数、並びに、在庫枚数を適切に管理してください。
- ④ 本キャンペーンのクーポン在庫状況等を把握するため、「青森県おでかけクーポン【全国版】在庫管理表（様式7）」を記載のスケジュールに基づき、青森県おでかけクーポン事務局まで提出してください（期限は厳守願います）。また、クーポンの追加発送を希望する場合は、ご記入いただいた「在庫管理表（様式7）」を青森県おでかけクーポン事務局（以下、「クーポン事務局」という。）まで送付いただきますようお願い申し上げます。クーポン事務局では内容を確認し、追加送付の可否を決定します。

#### <クーポンに関するお問い合わせ先>

青森県おでかけクーポン事務局

住所：〒030-0962 青森市佃 1-2-11 （株）RAB サービス内

電話番号：017-752-8325（電話受付時間：10時00分～16時00分）

FAX 番号：017-742-7711

E-mail：odekakecp@aomori-trip.com ※土日・祝日および12/30～1/3は休み

### （4）実績報告および精算

参加施設は、事務局宛に下記書類を郵送（当日の消印有効）により提出してください。

なお、期日までに書類の提出がなされない施設に対しては、事務局が電話連絡等により確認を行います。また、キャンペーン実施料の支払いが遅れる可能性がありますので、ご注意ください。

#### <提出書類>

- ① 「青森県おでかけクーポン【全国版】」管理実績報告書（様式8）（※）
- ② 「青森県おでかけキャンペーン【全国版】」実施料請求書（様式9）
- ③ 「青森県おでかけキャンペーン【全国版】」実績報告書（様式9-2）
- ④ 未配付の青森県おでかけクーポン【全国版】（※）

※ 「①管理実績報告書」並びに「④未配付のクーポン」につきましては、最終実績報告書類提出期限までに事務局に送付してください。

- ※ 「③実績報告書」につきましては、メールによる Excel データでのご提出も可能な限りお願いいたします。
- ※ 「②実施料請求書」、並びに、「③実績報告書」につきましては、利用月ごとの作成をお願いいたします。
- ※ 上記のほか、利用者から回収した「受領書（様式 6）」につきましては、各施設で適切に管理し、保管いただきますようお願い申し上げます。

【注意】本キャンペーンは国の補助金を活用した事業であることから、国の会計検査院の調査対象事業となり、国の調査が今後入る可能性もございます。「受領書（様式 6）」を含め、事業で使用した書類は、キャンペーン実施料を受領した年度の翌年度から 5 年間保管いただきますようお願い申し上げます。

#### (5) 本キャンペーン実施料の支払い

事務局は参加施設から提出された書類を審査し、不備がない場合、青森県の承認を得た上で、予め指定された期日までに、キャンペーン実施料を参加施設に対し支払うものとします。

なお、事務局から支払うキャンペーン実施料につきましては、「青森県おでかけキャンペーン請求書【全国版】（様式 9）」および「青森県おでかけキャンペーン【全国版】実績報告書（様式 9-2）」の内容に基づき、宿泊代金（1 人 1 泊当たり）の 40%の割引分（割引額は最大 5,000 円）のみを支払うものとし、販売に付随する費用（広告費・造成費等）を支払うものではありませんのでご留意ください。

#### <事務局への実績報告書等の提出期限・実施料支払予定日>

実績報告書等の提出期限	実施料支払予定日
令和 4 年 11 月 10 日（木）	令和 4 年 11 月 30 日（水）
令和 4 年 12 月 9 日（金）	令和 4 年 12 月 29 日（木）
令和 5 年 1 月 10 日（火）	令和 5 年 1 月 31 日（火）

#### (6) 【STAYNAVI（ステイナビ）】精算システムのご利用について

「STAYNAVI（ステイナビ）」を利用する施設の方々につきましては、実績報告および精算、並びに、キャンペーン実施料の支払い方法が異なります。また、ご利用につきましては、事前登録が必要となります。詳細につきましては、（別紙 2）「STAYNAVI（ステイナビ）のご利用について」にてご確認ください。

## 12 その他

- (1) 事務局あてにご提出いただいた関係書類の返却はしません。また、本キャンペーンに係る業務以外の用途で使用することはありません。
- (2) 事務局は、本キャンペーンの参加決定後に、参加施設による虚偽申告や不正が発覚した場合は、当該参加施設を対象外とします。既にキャンペーン実施料が事務局から支払われている場合は、当該費用を速やかに事務局に返還することとなりますのでご注意ください。
- (3) 本事業は国の会計検査院の調査対象事業のため、事業で使用した書類は、キャンペーン実施料を受領した年度の翌年度から 5 年間保管してください（本実施要領に則り対応いただきますとともに、本キャンペーンに関する宿泊台帳・予約台帳等の整備等につきましても、遺漏ない対応をお願いいたします）。

- (4) 割引対象商品が本来の対価以上の価格で販売されていることが確認された場合には、当該販売に係る割引に対する補助金は実勢価格に応じた額となります。万が一、本キャンペーン開始後に、商品価格が上がったという報告があった場合には、事実関係を確認の上、然るべき対応（参加資格取消を含む）を取る可能性もごさいますことを予めご了承の上ご参加ください。
- (5) この要領に定めのない事項については、青森県と事務局が協議の上、別に定めます。

#### 附則

- この要領は、令和4年10月3日から施行する。  
一部改正は、令和4年10月28日から施行する。  
一部改正は、令和4年11月21日から施行する。  
一部改正は、令和4年11月25日から施行する。